

平成 27 年 度

日向市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

日向市監査委員

発 日 監 第 68 号

平 成 28 年 8 月 31 日

日向市長 十屋 幸平 様

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 甲 斐 敏 彦

平成27年度日向市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1 頁
第2	審 査 の 期 間	1 頁
第3	審 査 の 方 法	1 頁
第4	審 査 の 結 果	1 頁
1	算 定 対 象 会 計	2 頁
2	健 全 化 判 断 比 率	3 頁
(1)	実質赤字比率	4 頁
(2)	連結実質赤字比率	5 頁
(3)	実質公債費比率	6 頁
(4)	将来負担比率	6 頁
3	資金不足比率	7 頁
第5	ま と め	9 頁
第6	む す び	11 頁

凡 例

- 文中用いた金額は、原則として万円単位で表示した。なお、表中については千円単位で表示した。
- 比率「％」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は表示単位未満を切り捨て、その他の増減率は表示単位未満四捨五入した。
- 「ポイント」は、「％」間又は指数間の単純差引数値である。
- 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「0.0」	0 又は該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」	マイナス
「－」	該当数値のないもの
「皆増」	前年度に該当数値がなく、全額増加したもの
「皆減」	当年度に該当数値がなく、全額減少したもの

平成27年度 日向市財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

1 平成27年度 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 平成27年度 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年8月1日から平成28年8月29日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の健全化に関する法律その他関係法令等に従い、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
普通会計	一般会計等に属する特別会計	公営住宅事業特別会計					
		財光寺南土地区画整理事業特別会計					
		用地取得特別会計					
		城山墓園事業特別会計					
		簡易給水施設特別会計					
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計					
		介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)					
		日向入郷地域介護認定審査事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	法 適 用 公 営 企 業	水道事業会計					
		下水道事業特別会計					
		病院事業会計					
	法 非 適 用 公 営 企 業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計				
			農業集落排水事業特別会計				
		宅地造成事業	細島東部住環境整備事業特別会計				
一部事務組合・広 域 連 合	日向東臼杵広域連合						
	宮崎県後期高齢者医療広域連合						
	宮崎県北部広域行政事務組合						
第三セクター等		日向青果地方卸売市場株式会社					

第三セクターのうち、要件に該当しない団体（損失補償契約等を締結していない）

- ・株式会社 日向サンパーク温泉
- ・公益財団法人 日向文化振興事業団
- ・株式会社 東郷ふるさと公社

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△ 3.67)	— (△3.05)	— (△0.62)	12.73	20.00
連結実質赤字比率	— (△14.89)	— (△15.84)	— (0.95)	17.73	30.00
実 質 公 債 費 比 率	12.0	12.7	△ 0.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	79.1	89.1	△ 10.0	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値は無い。

実質公債費比率は 12.0％で、前年度に比べ 0.7ポイント改善している。

将来負担比率は 79.1％で、前年度に比べ 10.0ポイント改善している。

当市のそれぞれの比率については、国の示す基準である早期健全化基準・財政再生基準を下回っており、財政の健全基準の範囲である。

【早期健全化基準・財政再生基準の適用】

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

当市の実質収支額は 5億7,732万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減
参 考 比 率 (A) / (B)	△ 3.67	△ 3.05	△ 0.62

(単位：千円・％)

区 分	実 質 収 支 額			
	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率
一 般 会 計	561,649	449,030	112,619	25.1
一般会計に属する特別会計	15,666	20,548	△ 4,882	△ 23.8
公営住宅事業特別会計	2,000	3,711	△ 1,711	△ 46.1
財光寺南土地地区画整理事業特別会計	7,235	10,320	△ 3,085	△ 29.9
用地取得特別会計	0	0	0	—
城山墓園事業特別会計	6,087	6,243	△ 156	△ 2.5
簡易給水施設特別会計	344	274	70	25.5
合 計 (A)	577,315	469,578	107,737	22.9
標 準 財 政 規 模 (B)	15,690,929	15,350,573	340,356	2.2

標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すものである。

(単位：千円・％)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	7,992,312	7,598,580	393,732	5.2
普 通 交 付 税 額	6,704,941	6,697,590	7,351	0.1
臨 時 財 政 対 策 債	993,676	1,054,403	△ 60,727	△ 5.8
合計 (標準財政規模)	15,690,929	15,350,573	340,356	2.2

標準財政規模は、前年度に比べ 3億4,036万円 (2.2％) 増加している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

当市の連結実質収支額は 23億3,730万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成 27 年 度	平成 26 年 度	増 減
参考比率 (A) + (B) / (C)	△ 14.89	△ 15.84	0.95

(単位：千円・％)

区 分		実質収支額（法適用・法非適用企業については資金不足額・剰余額）			
		平成27年度	平成26年度	増減額	増減率
一 般 会 計		561,649	449,030	112,619	25.1
一般会計に属する特別会計	公営住宅事業特別会計	2,000	3,711	△ 1,711	△ 46.1
	財光寺南土地区画整理事業特別会計	7,235	10,320	△ 3,085	△ 29.9
	用地取得特別会計	0	0	0	—
	城山墓園事業特別会計	6,087	6,243	△ 156	△ 2.5
	簡易給水施設特別会計	344	274	70	25.5
一般会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	32,457	288,078	△ 255,621	△ 88.7
	介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)	58,281	52,745	5,536	10.5
	日向入郷地域介護認定審査事業特別会計	0	0	0	—
	後期高齢者医療事業特別会計	6,379	5,818	561	9.6
小 計 (A)		674,432	816,219	△ 141,787	△ 17.4
法適用企業	水道事業会計	1,315,708	1,256,855	58,853	4.7
	下水道事業会計	202,831	124,448	78,383	63.0
	病院事業会計	83,053	175,133	△ 92,080	△ 52.6
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	2,354	2,170	184	8.5
	農業集落排水事業特別会計	1,667	1,685	△ 18	△ 1.1
	細島東部住環境整備事業特別会計	57,255	55,361	1,894	3.4
小 計 (B)		1,662,868	1,615,652	47,216	2.9
合 計 (A) + (B)		2,337,300	2,431,871	△ 94,571	△ 3.9
標準財政規模 (C)		15,690,929	15,350,573	340,356	2.2

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \quad \text{の3か年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減
実質公債費比率(3か年平均)	12.0	12.7	△ 0.7

(単位：千円・％)

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
A 元利償還金	3,898,967	3,836,158	4,005,062
B 準元利償還金	822,462	733,813	709,273
C 特定財源	579,405	450,221	528,449
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,625,603	2,603,742	2,544,442
E 標準財政規模	15,690,929	15,350,573	15,590,341
実質公債費比率(単年度)	11.60645	11.89321	12.58207

(単位：％)

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実 質 公 債 費 比 率	12.0	12.7	13.5
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	8.8	9.6
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	8.0	8.6
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	8.9	9.6

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) B}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減
将来負担比率	79.1	89.1	△ 10.0

(単位：千円・％)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減 額	増減率
A 将来負担額	49,800,192	50,827,516	△ 1,027,324	△ 2.0
B 充当可能基金額	9,933,007	9,619,519	313,488	3.3
特定財源見込額	1,782,185	2,090,763	△ 308,578	△ 14.8
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	27,747,149	27,759,638	△ 12,489	0.0
A - B 合 計	10,337,851	11,357,596	△ 1,019,745	△ 9.0
C 標準財政規模	15,690,929	15,350,573	340,356	2.2
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,625,603	2,603,742	21,861	0.8
C - D 合 計	13,065,326	12,746,831	318,495	2.5

(単位：％)

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
将来負担比率	79.1	89.1	90.4
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	45.9	50.3
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	45.8	51.0
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	36.4	41.1

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して標準化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
細島東部住環境整備事業特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金剰余額を生じており、資金不足比率は「一」で表示した。

当市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

【経営健全化基準の適用】

- ・資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

*資金の不足額

$$\begin{array}{l} \text{資金の不足額} \\ \text{(法適用企業)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てる為に} \\ \text{起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{資金の不足額} \\ \text{(法非適用企業)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の} \\ \text{経費の財源に充てる為に起こした地方債の現在高)-解消可能資金不足額} \end{array}$$

*事業の規模

$$\text{事業の規模(法適用企業)} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{事業の規模(法非適用企業)} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

法適用企業

水道事業会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	1,315,708	1,256,855	58,853
B 事 業 規 模	1,055,389	1,067,804	△ 12,415

下水道事業会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	202,831	124,448	78,383
B 事 業 規 模	537,750	536,640	1,110

病院事業会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	83,053	175,133	△ 92,080
B 事 業 規 模	168,247	329,498	△ 161,251

法非適用企業

簡易水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	2,354	2,170	184
B 事 業 規 模	60,466	62,147	△ 1,681

農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	1,667	1,685	△ 18
B 事 業 規 模	35,417	35,250	167

細島東部住環境整備事業特別会計

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減 額
A 資 金 剰 余 額	57,255	55,361	1,894
B 事 業 規 模	57,255	57,611	△ 356

第5 ま と め

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 5億7,732万円の黒字で、前年度に比べ 1億774万円 (22.9%) の増加となった。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 156億9,093万円で、前年度に比べ 3億4,036万円 (2.2%) の増加となっている。

この結果、参考としての比率は △3.67%で、前年度に比べ 0.62ポイント減少しているものの、実質赤字比率は発生していない。

2 連結実質赤字比率について

当市の連結実質収支額等の合計は 23億3,730万円の黒字で、前年度に比べ 9,457万円 (3.9%) の減少となった。この結果、連続実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は、△14.89%となり、前年度に比べ 0.95ポイント増加している。

これは主に、一般会計 1億1,262万円並びに介護保険事業特別会計 554万円及び法適用企業である水道事業会計 5,885万円、下水道事業会計 7,838万円等の増加はあるものの、国民健康保険事業特別会計 2億5,562万円並びに財光寺南土地区画整理事業特別会計 309万円及び法適用企業の病院事業会計 9,208万円等の減少によるものである。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり、資金の不足額も生じていないため、数値の発生には至っていない。

3 実質公債費比率について

一般会計等の公債費及び公営事業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は47億2,143万円で、前年度に比べ1億5,146万円(3.3%)増加している。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は156億9,093万円で、前年度に比べ3億4,036万円(2.2%)の増加となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では11.61%で、前年度に比べ0.29ポイント、3か年平均では12.0%で、前年度に比べ0.7ポイント改善しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

この比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものである。

4 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は498億19万円で、前年度に比べ10億2,732万円(2.0%)減少しており、充当可能な財源は394億6,234万円となり、前年度に比べ758万円(0.02%)の減少となっている。この結果、将来負担比率は79.1%で、前年度に比べ10.0ポイント改善しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

この比率は、地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担額等を指標化し、将来の財政経営を圧迫する度合いを示したものである。

5 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の剰余額は、水道事業会計で13億1,571万円となり、前年度に比べ5,885万円の増加、また下水道事業会計は2億283万円となり、前年度に比べ7,838万円の増加となった。病院事業会計は8,305万円となり、前年度に比べ9,208万円の減少となっている。

法非適用企業の剰余額は、簡易水道事業特別会計で235万円、農業集落排水事業が167万円、細島東部住環境整備事業特別会計が5,726万円で、前年度に比べると簡易水道事業特別会計及び細島東部住環境整備事業特別会計が増加し、農業集落排水事業特別会計が減少している。

この比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して標準化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足額が生じていないため、数値の発生には至っていない。

第6 　　む　　す　　び

当年度の健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため該当の数値はない。実質公債費比率は 12.0%で、前年度と比べて 0.7ポイント、将来負担比率は 79.1%で、前年度と比べて 10.0ポイントの改善となっている。

また、資金不足比率については、いずれも資金に不足額が生じていないため該当の数値はない。

平成27年度予算においては、「総合計画・後期基本計画」の重点プロジェクトとなっている「雇用の創出」、「防災力・福祉力の向上」、「人材育成」を3つの柱とした「元気な”日向”未来創造プロジェクト」の達成に向け、各プロジェクトの着実な実行を図るための行政・企業・市民一体の施策推進はもとより、将来にわたって健全で持続可能な地域づくりの推進、取り組みが展開されている。

また、財政運営においては、第5次行政改革大綱及び第2次財政改革プランに基づき、目標達成のための取り組みを実施するとともに、「財政健全化法」、「公会計制度改革」の趣旨に沿いつつ、一般会計のみならず、特別会計、企業会計、第三セクター等を含めた市全体の中・長期的な財政運営に留意しながら、健全な財政運営に努めており、実質公債費比率、将来負担比率ともに、改善傾向が継続している。

しかし、これまで述べてきたように本市における健全化判断比率等は、いずれも国の示す基準値を下回ってはいるが、これにとどまることなく、更なる改善が望まれる。

今後とも、行政改革大綱や財政改革プラン等に基づいて財政運営を継続するとともに、事務事業の不断なき改善等により、より一層の健全な財政運営が図られることを望むものである。